

## 議案第 36 号

北本市公共下水道使用料条例の一部改正について

北本市公共下水道使用料条例の一部を次のように改正する。

令和元年 6 月 10 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市公共下水道使用料条例の一部を改正する条例

北本市公共下水道使用料条例（昭和 55 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 3 条の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している公共下水道の使用で、施行日から令和元年 10 月 31 日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利の確定される日が同月 31 日後である公共下水道の使用にあっては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用

料の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。